「左近の馬場をかたきしに」考

――『蜻蛉日記』作者邸の再検討――

飯塚　ひろみ

『蜻蛉日記』（以下日記という）に記された道綱母（以下作者という）の邸の位置はこれまでに何度も考証されている。作者の居住した邸は、先学の表現を用いて記せば、①結婚して兼家を迎えることになった家、②兼家邸の近くで短期間住んだ家、③広幡中川の晩年を過ごした家、の三つ[1]があるが、本稿ではこのうち①の邸について考える。この邸は、

（1）兼家が「内裏よりまゐりまかづる道」の途上にあること（天暦十年七月―八月）

（2）「左近の馬場をかたきしにし」ていること（康保三年五月―八月）

（3）藤原伊尹の一条殿に「いと近」いこと（天禄二年正月）

が日記に記されており、先学の論考においても、主にこれらの観点からの考察がなされてきた。それらの先行研究をなぞりつつ、他の情報も併せて考察し、改めて作者の邸の位置を捉えてみたい。

一、「左近の馬場」表現の背景

対象とする邸の場所を示す要素のうち、本稿では最初に（2）について考える。即ち、作者の邸の位置を想定する必要条件として「左近の馬場」の位置の詳察・再検討を行ってゆくわけであるが、その前に、作者が「左近の馬場」を持ち出した背景についての私見を述べておきたい。

本文は、

いまはひとりを頼むたのもし人は、この十余年のほど、あがたありきにのみあり、たまさかに京なるほども、四五条のほどなりければ、われは左近の馬場をかたきしにしたれば、いとはるかなり。（一四七頁）[2]

とあり、受領である父がたまに帰ってくる京の家の指標を「四条から五条のあたり」とし、自邸の指標を「左近の馬場」に置く。これについては、「作者の邸が京外にあったことを暗示している」（増田論）などといった見解もあるが、本稿ではその答えを日記本文に求めてみたい。提出するのは、当該本文の直前に見られる「五月の節」の記事である。

今年は節きこしめすべしとて、いみじう騒ぐ。いかで見むと思ふに、ところぞなき。「見むと思はば」とあるを聞きはさめて、「双六うたむ」と言へば、「よかなり。物見つくのひに」とて、目うちぬ。よろこびて、さるべきさまのことどもしつつ、宵の間、静まりたるに、硯引き寄せて、手習ひに、

あやめ草あひにし数をかぞへつつ引くや五月のせちに待たるる

とて、さしやりたれば、うち笑ひて、

隠れ沼におふる数をば誰か知るあやめ知らずも待たるなるかな

といひて、見せむの心ありければ、宮の御桟敷のひとつづきにて、二間ありけるを分けて、めでたうしつらひて見せつ。

「節」とはここでは端午の節会を指す。宮中では、五月五日に天皇が武徳殿に出御して宴を開き、その前の馬場で騎射や競馬が行われる。節会が行われる場合、左近衛・右近衛のそれぞれの馬場で「手結」と呼ばれる予行演習が行われたという（『平安時代史事典』）。「節」を見物したいが場所がないという作者に、兼家が場所提供をほのめかし、それを賭け物にして双六を打ち、見事に作者が勝ったのである。和歌には見物を心待ちにしている作者の心情が詠まれている。結果として、宮（章明親王）の桟敷で見物したとあるから、作者は宮中の儀式でなく、近衛府の馬場で行われる「手結」を見たのであろう。

この、兼家との明るい記憶に引き続いて、かつ、このような表面的な幸せとは裏腹な内情を吐露してゆく文脈の中に、「われは左近の馬場をかたきしにしたれば」という表現は置かれている。「左近の馬場」は、常に作者の邸を示す指標であったわ

けではなく、作品内の時間や記憶の流れの中から浮上したものと考えられるのである。つまり、この場合は、騎射や競馬が行われる五月の節の記憶から、「（左近の）馬場」の語が自然に選択されたということである。

また、別の観点から言い添えておくと、もし作者が見物したのが「左近の馬場」での手結であったとしたら、「いかで見むと思うに、ところぞなき」という記述は、作者邸が「左近の馬場」には隣接していないことを示していることにもなろう。後の考察のために注意しておきたい。

二、「左近の馬場」に関する先行諸説

本節では「左近の馬場」に関する先行諸説を確認する。

先に諸注釈に触れておこう。諸注は大方、『河海抄』の「一条西洞院」を引き、その付近にあったとするにとどまる。少し詳しく述べるものでは、「山城志に「河海抄云、一条西洞院、入江殿境内」とある。入江殿は三時知恩寺のことで、小川上立売の北」（『全講蜻蛉日記』）、「『大日本地名辞書』には、「犬馬場　今の射場町ならん、即左近馬場なり」。射場町は京都市上京区小川通寺ノ内下ルにある」（『蜻蛉日記全注釈』）と、『河海抄』の説に加えて他の根拠を記すものもある。ただし、『蜻蛉日記全注釈』は、前述のように一応典拠をあげながらも、「現在のどこに当るか、正確にはわからない」とする。旧大系は「一条西洞院の東、室町の西の地域。もと院の馬場、犬馬場にあやまる、今の射場町付近」とやや積極的に位置を特定しているが、「一条西洞院の東、室町の西」と「射場町」では場所が大きく異なる。結局のところ、諸注釈は総じて「一条西洞院あたり」という大掴みな想定であるといってよいであろう。

こういった状況の中で、角田文衛氏は、『河海抄』の記述と、『久我家文書』の「前田玄以書状」に見える「一条の馬場」、及び『山城名跡巡行志』の「一条西洞院、入江殿域内」を根拠に、「左近馬場が一条大路の北に存し、左京の大宮大路末と西洞院大路末とに挟まれていたことは、頗る明白であって、疑いの余地はないのである」と述べるが、論証としてはいささか不十分なように思える。最終的に角田説は、「大宮大路末と西洞院大路末とに挟まれていた」馬場が「西端から蚕食され始め、〈中略〉一条北・大宮末路東の角地には、大納言源重光の邸宅があった。しかし大部分がまだ馬場として草地のまま保持されていたことは確かである」として、挿図に一条大路北の大宮大路

末と猪熊小路末間に源重光邸、猪熊小路末東と西洞院大路末西の間に左近の馬場を置く。[3]

増田繁夫氏は、『権記』長保二年四月十一日条の御禊見物記事をもとに、左近の馬場は「一条大路の北」で、かつ「堀河の東」としている。[4] 加えて、『小右記』治安元年十二月二十三日条の焼亡記事[5]により、「左近馬場殿」が「西洞院大路の末附近」にあったと述べる。増田氏の挿図では、一条大路北・堀河大路末東と町小路末西の間に左近の馬場が置かれ、一条大路北・堀河大路末東の部分に作者邸が入り込んだような形になっている。

足立祐子氏の論[6]では、まず『小右記』寛仁三年七月九日条に引かれた太政官符[7]から左近の馬場の位置が考えられている。それは後一条天皇の賀茂社行幸に際して賀茂上下社に寄進された土地に関するものであり、その中で、勅旨田・深泥池・高野川・氷室などとともに左近の馬場が寄進から除外されていることを指摘し、「左近馬場は京外の愛宕郡、すなわち一条大路の北側にあったことは明らか」と述べる。[8] 加えて、先述の『権記』の記事や『枕草子』の「五月の御精進のほど」の段を挙げて、左近の馬場が「一条大路に面していた」ことを説く。さらに足立氏は、『年中行事絵巻』の騎射の場面に描かれた川を「堀河」とみて、「左近馬場の西端は堀河であった」とし、『後二条師通記』康和元年三月十七日条の記事に見える革堂と左近の馬場の位置関係を推測したうえで、「堀河東・西洞院大路末以西」と結論付けている。新田孝子氏の挿図もこの位置である。[9]

諸説を図示すると次頁のようになる。

三、藤原実資の「一条桟敷」

前節で先行諸説を確認した。図からわかるように、説ごとの左近の馬場の範囲は異なるものの、一条大路北に東西行という見解は一致している。左近の馬場が東西行であったことについては、増田・足立両説に引かれた『本朝世紀』寛和二年三月七日条の「又停左近馬場東西、被改南北行」が根拠となろう。つまり、東西行であった左近の馬場が寛和二年に南北行に改められたということは、それ以前、即ち日記の時代には東西行であったと考えられるのだ。

ところで、足立氏は、この翌年（永延元年）四月一日の『小右記』の記事「左近馬場今日如元被直移本馬場、馬場殿初造立云々、依宣旨所直立云々」をもとに、寛和二年に南北行に改め

足立宮・新田殿
一条院別納
一条院
一条大路
(十丈)
(六丈)
(六丈)
(六

新立屋、作狭敷、

※『小右記』は西洞院大路を「東院西大路」、東洞院大路を「東院東大路」と記す。

①は、斎院御禊の前日に実資が「狭敷」（＝桟敷）を見に行ったという記事である。桟敷とは主として賀茂祭（御禊含）見物のために貴族が所有していた建物である。実資のこの桟敷はこの年初めて使われたもので、②からわかるように木工属伴興忠の宅地を入手し、新たに桟敷屋を建てたのであった。祭見物に備えて実資が桟敷を検分に行くことは、寛仁二年四月にも次のように確認できる。

六日　与宰相同車、向一条狭敷宅、乍車見之、無垣如道路、酒帰、

十七日　密々宰相〔同脱カ〕車見狭敷宅、資頼・資高等乗車相従、

①を見るに、桟敷への途上に左近の馬場があり、この日は左近衛府の将たちがこの馬場で馬を走らせようとしていた。ちょうど実資はそこに出くわし、「依無便宜」つまり不都合であるため途中で帰ってきたとある。その理由は「之狭敷所太近々故也」、つまり桟敷と左近の馬場が近接しているためであった。

実資の桟敷は、②によれば「北辺大路南、東〔洞〕院西大路西角」、即ち一条大路の南、西洞院大路の西にあった。元々の持主である伴興忠は、長和元年四月二十七日に皇后職の小属に任じられ、位は「正六位上」であるから（『小右記』）、位に応じた宅の大きさならば四分の一町である。[12] もちろんそれより大きかった可能性もあるが、ここでは四分の一町と考えておく。この場所に実資は向かったわけであるが、『小右記』によればこの日は参内していないようなので、小野宮から出発したものと思われる。そうすると一条桟敷に向かうには次のルートが考えられる。

ア、室町小路または烏丸小路を北行―一条大路を西行

イ、室町小路または烏丸小路を北行―大炊御門大路から正親町小路の間のいずれかの道を西行―西洞院大路を北行

ウ、冷泉小路または大炊御門大路を西行―西洞院大路を北行

他にもルートはあろうが、最終的には一条大路から到着するか西洞院大路から到着するかの二択となろう。これはもしも実資が参内していたとしても、長和五年四月の後一条天皇の御所

は土御門内裏なので変わらない。これらのルートの途上、桟敷の手前に左近の馬場があったわけだが、西洞院大路から向かったとしたら先に桟敷に到着してしまうので、この日実資は一条大路から西行して桟敷を目指したことになる。この場合、左近の馬場の東端が西洞院大路末より西であったら「従途中帰」とはならないので、東端は少なくとも西洞院大路末に至るよりも東の地点と考えられる。

四、桟敷と埒

次に、さらに時代は降るが、『中右記』嘉保二年四月二十日の賀茂祭当日の記事を見てみよう。[13] 白河上皇と郁芳門院が祭を見物した桟敷の設えが記されている。

午時許参一院、〈六条殿〉、上皇幷郁芳門院共有見物、先町尻末東、五間三面桟敷、〈檜皮葺〉、其東又十間桟敷一宇、為公卿・殿上人座、兼居饗饌、〈高器〉、東西引幔、〈纈纈〉、左近標〔埒カ〕北引主殿寮幔、寄両院御車、

桟敷の場所は「町尻末」とあるので一条大路の北側である。町小路末の東側に「五間三面」の上皇と郁芳門院の桟敷が設けられ、東隣に公卿や殿上人用に十間の桟敷が置かれた。次に桟敷スペースの東側と西側に纈纈の幔幕を引き、左近標（あるいは「左近埒」）の北に主殿寮の幔幕を引いたとある。「埒」は馬場の左右に平行に結うものであり、「標」については、『貞丈雑記』に「馬場末に標を立て、此標をはやく乗り越たるを勝とする也、標とは志るしに木を立置也」とある。「標」であれば、桟敷は「馬場末」付近に作られていたことになるが、「標」にしても「埒」にしても、その「北」に幕を引く意図がよくわからない。記事にある「寄両院御車」に関わるとすれば、車を引き入れる場としての設えであろうか。いずれにしても、桟敷に近接して標あるいは埒があったものと思われる。

もう一例、似た例として『長秋記』大治四年四月二十五日（癸酉）条の白河院・鳥羽院・待賢門院の祭見物記事がある。[14]

自三条東行、自洞院北行、自近衛東行、自高倉北行、自一条更西行、着西洞院軽幄所給、御車立所引廻纈纈幔、其東立五間幄、儲公卿以下座南北二行、用高麗端畳、南北屋前引主殿寮班幔、又南埒（標か）前引之、其前切立松枝、又切竹掩隠、近辺小舎、又左近大殿舎、是為隠破壊歟、御車幔前立定間、諸卿幄北面雙居〈西上〉、女房出車立幄東方、副南埒女房雑子女四十人許雙居、又南方北面〈妻〉衛府武

士所雙居、

こちらは一条西洞院での見物で、桟敷ではなく軽幄が設けられている。『中右記』同日条に「三院已出御、立御車出〔於〕西洞院南辺」とあるので、一条大路の南であったことはわかるが、西洞院大路の東西どちらであったかは詳らかでない。三院の車を立てる場所に纈纈の幔幕を廻らし、その東隣に五間の幄を立てて諸卿以下の座としている。その幄の前に主殿寮の斑幔を引き、「南埒」の前にも同じ斑幔を引き、その前に松の切り枝を立てている。さらに、この「南埒」に沿って女房や雑子女らが居並んだことがわかる。

この「南埒」の存在は、馬場の方向を判断する上で重要である。「南埒」というからには、埒は馬場の北と南に設けられており、「南埒」は平行する二つの埒のうち一条大路に近いものを指しているといえよう。即ち、「南埒」の存在は、左近の馬場が東西行であることを示していることになるのだ。

また、記事では「近辺小舎」「左近大殿舎」を竹で覆い隠している。「近辺小舎」様のものを竹で隠すことについては、同じく『長秋記』大治四年四月十九日条に次のようにある。

下人等告云、已出御、仍歩参、一条大路南辺、立車二両、〈西上〉、両院同車、女院別車、一条殿築垣下敷畳等、公卿侍臣祗候、自御車西上達部殿上人少々候、東上也、自御車東皆侍臣、西上也、自大地（※大路であろう）北小屋等切立竹而隠門戸、又大略〔路カ〕切立松、

この日は斎院が初めて紫野に入るための御禊があり、先の記事と同様に白河院・鳥羽院・待賢門院が見物に出御している。見物の場は『中右記』同日条の「従院庁官来云、已御車立東洞院一条」と併せて、一条東洞院南であったことがわかる。この時にも一条大路の北側の「小屋等」を竹で覆い隠している。車を立てたのが東洞院の西か東か不明だが、この日の記事では「左近大殿舎」及び「埒」には触れていないことから、馬場は東洞院大路付近には及んでいなかったものと思われる。[15]「大殿舎」については、「おとどや」と読んで、「馬場殿」（うまばのおとど）と同義と考えておく。

他の桟敷記事も見てみたい。まず、『師記』永保元年四月十六日（癸酉）条に、

追参下座自室町東自一条北桟敷下、〈備後前司師信狭敷云々〉、

と、前備後守の桟敷が一条大路北・室町小路末東にあったこと

が明記されている。[16] また、『中右記』保安元年四月十五日（乙酉）条には、

其路経烏丸・姉小路・東洞院・近衛・高倉・土御門・京極・一条、於大路寄御車於桟敷南面、〈一条烏丸東、殿下本自令作御桟敷也〉、御桟敷〈東面〉、小〔北〕廊為公卿・殿上人座、

とあり、一条大路を東行してきた白河院の車を桟敷の「南面」に寄せている。即ち、桟敷は一条大路北・烏丸小路末東にあり、かつ公卿や殿上人の座も設けられた立派なものであった。なお、これより早く、寛治六年四月十八（庚午）日・元永元年四月十八（庚午）・同二十一（癸酉）日にも、白河院が一条大路北・烏丸小路末で見物したことが『中右記』に見える。いずれも烏丸小路末の東西どちらであったかの記載がないが、朧谷寿氏はこれらを烏丸小路末東、つまり保安元年桟敷と同所であったと想定している。[17]

これらの記事により、一条大路北側・室町小路末から東洞院大路末の間には桟敷が作られた事例が確認されたわけであるが、それは同時に、馬場の存在を否定するものであるといえるだろ

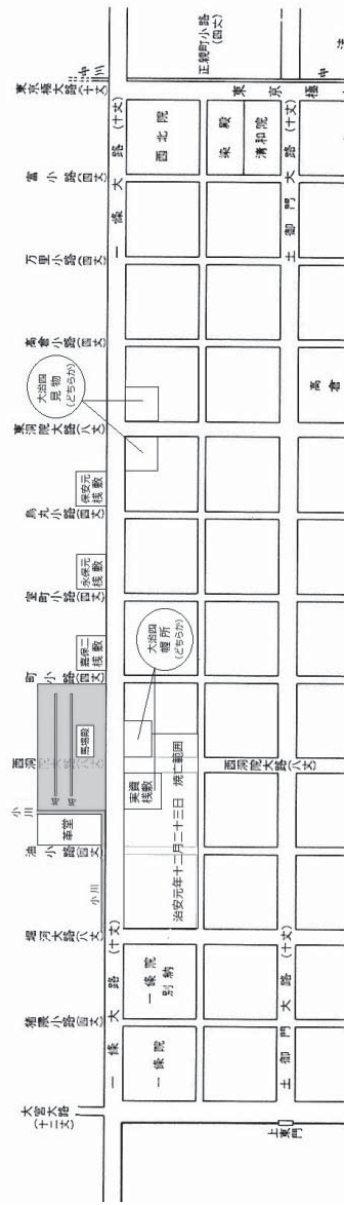
東京極大路（十三丈）
姉小路（四丈）
万里小路（四丈）
高倉小路（四丈）
烏丸小路（四丈）
大炊御門殿（どちらか）
烏丸小路末東
烏丸小路末西
烏丸小路（四丈）
烏丸小路（四丈）
烏丸小路（四丈）

う。先にみた嘉保二年の白河院の町小路末東の桟敷についても同様に考え、かつ、前述したように、その桟敷は「標」あるいは「埒」に近接していたことを考慮すると、馬場は嘉保二年の桟敷（町小路末東）の西側に広がっていたものと考えられる。[18]

五、革堂と小川

次に、西端について考える。第二節に述べたように、足立氏は左近の馬場の位置を比定するに際して、次に掲げる『後二条師通記』康和元年三月十七日条の次の記事を引き、革堂の所在を沙汰している。[19]

前向東北院、桜花如雪、次乗御車、従一条路西行、於左馬場御随身走出云、可御覧皮堂花歟、御覧可候、従西門、

氏の見解では、「皮堂の西門から中へ入ったということは、皮堂が左近馬場の東隣にあったことを推測させる」というが、とすれば、左近の馬場に差し掛かる直前で花見の提案がなされ、同時に車は止められ、俄に花見を決めて革堂に車を向けたということであろうか。しかし、記事を見るに、車が左近の馬場前を通行している時に随身から花見の打診があり、車を進めながら革堂に向かったと読む方が自然ではなかろうか。それならば東門から入るだろうとの指摘もあろうが、それは革堂の立地条件からして不可能であったものと思われる。革堂の東には「小川」が流れていたと考えられるからである。

掲出するのは『徒然草』第八九段である。[20]

「奥山に、猫またといふものありて、人を食ふなる」と人の言ひけるに、「山ならねども、これらにも、猫の経あがりて、猫またに成りて、人とる事はあなるものを」と言ふ者ありけるを、何阿弥陀仏とかや、連歌しける法師の、行願寺の辺にありけるが聞きて、独り歩かん身は心すべきことにこそと思ひける比しも、ある所にて夜ふくるまで連歌して、ただひとり帰りけるに、小川（こがは）のはたにて、音に聞きし猫また、あやまたず、足許へふと寄り来て、やがてかきつくままに、頚のほどを食はんとす。肝心も失せて、防がんとするに、力もなく足も立たず、小川へ転び入りて、「助けよや、猫また、よやよや」と叫べば、家々より松どもともして走り寄りて見れば、このわたりに見知れる僧なり。

行願寺（＝革堂）のあたりに住む法師が夜更けに帰ってきた際に、「小川のはた」を歩いている時に「猫また」に飛びかか

られ、「小川」に落ちたことが書かれている。有名な「猫また」の話で、飛びかかったのは実は飼い犬であったというオチであるが、この章段から、行願寺の近くには「小川」があったことが知られる。法師は「行願寺の辺」に住むのであって、飼い犬が飛び出してくるのであるから、この場所は法師の家の近く＝行願寺の近くなのである。現在の京都市上京区の小川通付近には、「革堂町」「革堂仲之町」「革堂西町」と革堂の名を冠する町名があり、かつて革堂が付近にあったことを示している。「小川通」は現在の西洞院と油小路の間に南北に通る道であり、名称は「京都近郊から寺之内付近を貫流し、この筋に沿って南下し、一条通で西に向かって堀川にそそぐ小川が流れていたことによる」（『京都地名大辞典』）という。『徒然草』に記された「小川」をまさにそれとみれば、『山城名勝志』に「一条北、油小路東」、『菟藝泥赴』に「一条の北、西洞院と油小路の間」とされている革堂の場所にも合致する。革堂は一条大路北・油小路末東にあり、その東側に小川が流れていたのである。

『後二条師通記』の記事に戻ろう。革堂の東及び南には小川が流れていたことから、もし革堂に東門や南門があったとしても、おそらくそれは牛車が入れるような門ではなかった。そのため、師通の乗った車は西門から入ったものと思われる。問題の左近の馬場は、革堂の東を流れる「小川」の東岸までをその範囲としたと考えられよう。

六、「内裏よりまゐりまかづる道」

前節までの一連の考察により、左近の馬場は、一条大路の北側、西洞院大路と油小路の間を流れる小川の東から町小路の西にかけて存在したと推定できる[21]。この結論を持って、本来の目的である「左近の馬場をかたきしに」にする『蜻蛉日記』作者の邸の位置を考えてみたい。

先行研究においては、「かたきし」の語義・用例に重きが置かれ、大方の見解としては道を挟んで隣接する地点に作者の邸が比定されてきた。したがってそれらの論では、左近の馬場が一条大路に面することから、邸の位置も（北であれ南であれ）一条大路に面するものとされている。しかしながら、他の要素を考え合わせると、この位置比定には腑に落ちない点が大いにあると言わざるを得ない。

この邸の二つ目の要素として、兼家が「内裏よりまゐりまかづる道」の途上にあるということが挙げられる。日記の記述は

次の通りである。

かくて、絶えたるほど、わが家は内裏よりまゐりまかづる道にしもあれば、夜中あかつきと、うちしはぶきてうちわたるも、聞かじとおもへども、うちとけたる寝も寝られず、夜長うして眠ることなければ、さなりと見聞く心ちは、なににかは似たる。（一〇六頁）

この一文に用いられた「しもあれば」「聞かじとおもへども」は、内裏に行き来する兼家の一行が作者の邸に非常に近い道を通過することをよく表している。

角田氏は、「これまで多くの研究家は、兼家が土御門大路南・東京極大路西の京極殿（土御門殿）に居住していたと説いている」と紹介しながら、それを「全くの誤謬」とし、「強いて兼家の邸宅の位置を憶測してみると、それは一条大路南・東京極大路西に存した可能性が多い」とした。その根拠の一つが前掲の日記本文であり、作者の邸が一条大路に面していて、兼家が参内に一条大路を用いたという見解の上に立つものである。しかしこれには首肯しがたい。氏自身が「もし兼家の邸宅が正親町小路以南にあったとすれば、内裏との往復には土御門大路をとるのが順当であって、礫の多い一条大路をわざわざ迂回する必要はない」と言うのと同様の考え方で、兼家の邸が一条大路北であるならともかく、氏の「憶測」する一条大路南の邸からであれば、北に正門を開いていないかぎり一条大路はやはり迂回ルートになる。北に正門を開くことについては後に述べる。

増田氏も作者の邸は一条大路に面していたとし、兼家の参内ルートを一条大路とみる。「兼家が京の東北辺に住んでいたことは確認できない」ながら「一時期兼家は、正親町南京極西にあった染殿にでも住んだことがあるのではないかと思う」と言うが、これも一条大路を参内に用いる根拠にはならない。

これに対して、新田氏は兼家の参内ルートを土御門大路とする。氏の見解では、角田氏の憶測する「一条大路南・東京極大路西」の兼家邸と増田氏のいう「染殿」とは同一の邸であり、「北辺東端の四坊七町、八町にわたる第宅としての広義の染殿第を意味する」として、その「広義の染殿」を当時の兼家邸であったとする。そしてこの場合もやはり、北に正門を開かない限り一条大路を用いるのは迂回ルートとなることを主張している。新田氏は北に正門を開くことに否定的であって、「名第とされる染殿第が、北を正面とする異相の邸第であったとは考え難く、参内するに当って、正門でないところから出るというの

もありそうには思われない」と述べている。[22] 大いに首肯される意見であり、兼家が染殿を住まいとしていたのなら、氏の言うように土御門大路を用いたと考えるのが妥当であろう。

七、「築土ばかり隔てたれば」

新田氏が兼家の参内ルートを土御門大路とするのは、作者の邸の位置の比定とも連動している。氏は次に掲げる天禄三年三月の火事の記事をもとに、「督の殿」との位置関係から作者邸を正親町小路に面する地点に推定するのである。

十八日に、清水へ詣づる人に、また忍びてまじりたり。（中略）あるものども、「この乾のかたに火なむ見ゆるを、出でて見よ」などいふなれば、「唐土ぞ」などいふなり。うちには、なほ苦しきわたりなど思ふほどに、人々、「かうの殿なりけり」と言ふに、いとあさましういみじ。わが家も、築土ばかり隔てたれば、騒がしう、若き人をも惑はしやしつらむ、いかで渡たらむと、惑ふにしも、車の簾は掛けられるものかは。からうして乗りて来しほどに、みな果てにけり。わがかたは残り、あなたの人もこなたに集ひたり。（二九四頁）

清水に詣でていた作者は、自邸の方面に火があることを告げられる。自邸の辺りなので心配しているうちに火事が「督の殿」であったことを知る。「督の殿」と作者邸は「築土ばかり隔て」た近さであったが、作者邸は残り、督の殿の人々が作者邸に集まって来たことが記されている。緊迫した筆致から作者の驚きが伝わってくる記事である、その後、

ここに集ひたりし人々は、南塞がる年なれば、しばしもあらじかし、二十日、あがたありきのところみな渡られにたり。（二九六頁）

とあり、「南塞がる年」ゆえに督の殿の人々がすぐに父の邸に移っていったことが記される。「南塞がる年」とは方角の禁忌を示し、天禄三年は「壬申の年」で『簾中抄』に見える「申酉戌は南ふたがる」に当たり、『蜻蛉日記全注釈』はこれをもって「「かうの殿」は作者邸の北隣であったことがわかる」としている。新田氏はこれを受け、北隣に築地を隔てた「督の殿」があった場合、作者邸が一条大路の南側にあったとすれば一条大路には面さないことを指摘する。もちろん一条大路の北側であれば一条大路に面することになるが、さらに他の二つの火事の記事によりその条件を除外している。いまはその詳細を述べ

ることはしないが、最終的に新田氏の結論は、一条大路の南、一条大路に面した一町を南北に二分した南側（北は督の殿）、正親町小路に面する位置に作者邸を想定するものである。

新田氏によりようやく「一条大路」の呪縛から解かれた作者邸の位置であるが、氏の言うように正親町小路に面していたとして、「内裏よりまゐりまかづる道にしもあれば」という条件を満たすであろうか。新田氏は兼家の参内路を土御門大路としながらも、作者の邸を正親町小路に面する位置に推定する。おそらくそれは「築土ばかりへだてたれば」という記述にとらわれているものと思われる。氏は、北隣に隣家があるので作者邸は北に門を開いていない（開くことができない）、即ち作者邸の北側は道に面していないという前提に立っているが、果たしてそうであろうか。日記には、他に隣接する家の描写として章明親王邸と倫寧邸の記事がある。

そのころ五月二十余日ばかりより、四十五日の忌たがへむとて、あがたありきのところに渡りたるに、宮、ただ垣を隔つる所に渡りたまひてあるに、六月ばかりかけて、雨いたう降りたるに、誰も降りこめられたるなるべし、こなたには、あやしきところなれば、漏り濡るる騒ぎをするに、かくのたまへるぞ、いとどものぐるほしき。

つれ〳〵のながめのうちにそそくらむことのすぢこそをかしかりけれ（一一三頁）

応和二年五月、作者が方違えのために訪れた倫寧の中川の邸の隣には、垣を隔てただけの章明親王の邸があった。その近さは、倫寧邸で雨漏りの騒ぎをしているのがすぐにわかるような距離である。それは、両者の隔てが「垣」であるからである。中川という郊外の邸であること、また、この後の宮の歌「とこなつに恋しきことやなぐさむと君が垣ほにをると知らずや」（一一四頁）から考えて、ここに存在する「垣」は「築垣」（築地）ではなく、もっと簡易な垣根の類であろう。

対して、督の殿との隔てである「築土」（＝築地）はどうであろうか。築地は邸をぐるりと囲むものであるが、平安京においては同時に道の構成要素の一つでもある。つまり、邸同士が築地を隔てて隣り合うといった場合、通常は邸―築地―（溝）―道―（溝）―築地―邸といった空間構成を指すことになろう。「築土ばかり隔て」たという督の殿と作者邸の関係についても、その間に道があると考え、督の殿を正親町小路の北側に、作者邸を南側に想定すれば、兼家の参内ルートである土御門大

路に近づくことになる。

八、「いと近ければ」

最後に、三つ目の要素である、一条殿に「いと近」いことを考えてみたい。

またの日は大饗としてののしる。いと近ければ、今宵さりともとこころみむと、人知れず思ふ。車の音ごとに胸つぶる。夜よきほどにて、みな帰る音も聞こゆ。門のもとよりもあまた追ひちらしつつゆくを、過ぎぬと聞くたびごとに、心はうごく。かぎりと聞きはつれば、すべてものぞおぼえぬ。（二一七頁）

天禄二年正月五日の記事である。大臣大饗の日であって、『日本紀略』に拠れば「右大臣家大饗」、即ち兼家の兄である伊尹家の大饗である。諸注及び先行研究はこの時大饗が催されたのは「一条殿」としている。その根拠等に異論はないので、本稿でも一条殿として考察を進める。一条殿は後に「一条院」と呼ばれる邸で、一条大路南・東大宮大路東にあった。作者邸はその一条殿に「いと近」く、大饗が果てて参集客が帰って行く音が聞こえる位置にあった。また、「門のもとよりもあまた追ひちらしつつゆく」とあるから、多くの車が作者邸の門前を通過していることがわかる。作者邸は貴族が公に用いる道に面していているのである。

ここで、古記録における一条院への（あるいは一条院からの）ルートを見ておこう（「一条殿」時代の例が検索されなかったため、「一条院」時代になってからの例を挙げることを先に断わっておく）。一条院は周知の通りたびたび里内裏になったため、天皇や后、あるいは女御等の遷御の事例が多くみられるが、そのルートを書き留めたものは意外に少ない。

まずは、『御堂関白記』寛弘五年四月十三日条、彰子の懐妊による一条院からの退出記事を見る。

中宮御出従一条院東北門、外従土御門著土御門、出歟

『御堂関白記全注釈』では「中宮御出従一条院東北門出、従土御門、着土御門」と校訂し、「一応このまま読むと、「（一条院内裏から）土御門大路を通って、土御門第に着く」ということになろうか」と注釈する。本稿でもそのように解釈する。この時、彰子は東北門から退出したことがわかる。

次は、『小右記』長和五年六月二日条を見る。後一条天皇が土御門内裏から一条院内裏へ遷御する際のルートである。

畢出自西門、経上東門大路・靱負小道〔路〕、到給一條院東門、

土御門内裏の西門から出て土御門大路を東行、靱負小路を北に折れ、一条院の東門から入御している。

続いて、『御堂関白記』寛仁二年三月七日条、後一条天皇への威子の入内ルートを挙げる。

従東〔洞〕院大路上北、従陽明行西、従小〔子〕代小路行北、従土御門

着大宮大路一條院西門、

威子の一行は里邸である二条第（二条大路北・東洞院大路西）を出て、東洞院大路を北行、陽明門大路（近衛大路）を西行、子代小路（烏丸小路）を北行し、さらに土御門大路を西行、東大宮大路を経て一条院の西門から入内している。最終的に東大宮大路を行くならば、陽明門大路をそのまま西行すればよさそうなものであるが、これは陽明門大路に面して存する「獄」を避けたためであったか。ハレの日に「獄」の前を通ることを避けるのは、『小右記』治安元年七月二十五日条、実資の任大臣の日の記事に見られる。[23]

これらの例に鑑み、一条殿での大饗が果てて各々が自邸に帰る際、一条殿の東から東南のエリアに自邸を持つ貴族にとって、土御門大路は定番ルートの一つであったといえよう。したがって、作者邸は何らかの形で土御門大路に面していたと考え得る。[24]

次に、一条殿から「いと近」いという範囲を考えてみる。近い・遠いの感覚には個人差や感情差があろうが、実際に平安京に住んだ貴族の感覚を知るということで、やはり古記録を見てみる。散文の「いと近し」に変わる語として、「頗近」「太近」を検索したうちの二例を挙げる。二例とも『小右記』に見られる火事の記事である。

一例目は、長和二年正月十六日条の、

夜居僧興昭云、南方有焼亡、〈寅剋許〉、乍驚起見、其火太近、当坤方、所疑東三條院歟、雑人云、東三條院者、

である。夜居の僧から火事の知らせを聞いて見てみると、その火は実資の自邸である小野宮の南西の方角の「太」いに「近」いところにあり、もしや東三條院かと疑ったらそのとおり東三條院であった、という記事である。これを平安京条坊図の上に置いて確認すると、小野宮から東三條院の敷地を結ぶ最短ルートは南に一町、そこから東に一町分となる。門と門であればそれより長くなる。

二例目は、治安元年二月七日条の、

待賢門大路北辺室町小路以西焼亡、但不及東院大路并室町

小路際、東西辺宅頗遺、左中弁重尹・前美作守則理・中務大輔方理・大舎人頭守隆等来云、火頗近々、仍所来也者、

である。文脈からみて「東院大路」は「東院西大路」のことと思われるので、待賢門大路（中御門大路）より北、室町小路より西、西洞院大路より東の範囲が焼亡したということであろう。火が「頗」る「近々」であったということで藤原重尹らが実資のもとを訪れている。近火見舞いであろう。この火事の範囲と実資宅は二町程度を隔てた距離であった。

これらの事例から、平安京内では二町程度離れていても、「頗近」や「太近」、つまり「いと近し」という距離認識を持っていたことがわかる。一条殿と作者邸の間の距離も二町程度までを想定範囲としてよいであろう。

結

以上考察してきたことを総合すると、作者邸は何らかの形で土御門大路に面し、一条殿から東に二町程度までの隔たりを想定してよく、築地（正親町小路）を隔てて「督の殿」に南面していることになる。候補としては左京北辺二坊六町あるいは七町になるが、「左近の馬場」（一条大路北・油小路と西洞院大路

の間から町小路にかけて）の存在を意識すれば七町と考えるが妥当であろう。一町を占めたのでなければ、西洞院大路にも面する東半町とするのが「左近の馬場をかたきしに」という表現によく合う。

作者が表現した「かたきし」とは、「川や道を挟んで向かい合う」といったような目視的な目視配置をいうのではなく、平安京の構成を念頭に置いたものであろう。作者の邸は平安京の「北辺」に位置する。一条大路より南だからといって「一条」と呼ばれる地域ではなく、九世紀後半までは京外であった地である。「北辺」を中心において、片側（北側）は「左近の馬場」のある「京外」、もう片側（南側）は「一条」から始まる平安京造営時からの「旧」京内である。「左近の馬場をかたきしに」とは、父の家のある「四五条のほど」に対して「一条」ともいえない「北辺」を示すレトリックなのだといえよう。もちろん、

北辺にある自邸を卑下しているわけではない。上流貴族の居住圏に暮らすことへの作者の誇りが含まれた表現であると考える。

注

（1）増田繁夫氏「道綱母の住居」（『右大将道綱母』、新典社、一九八三）。以下、本稿において増田氏の論に触れる場合はすべて同じ。

（2）『蜻蛉日記』の引用は「新編日本古典文学全集」による。

（3）角田文衛氏「道綱母と時姫の邸宅」（『王朝の映像』、東京堂出版、一九七〇）。以下、本稿において角田氏の論に触れる場合はすべて同じ。

（4）『権記』長保二年四月十一日条「未剋許與右中弁同車見物、左馬頭相共見之、一条大宮辻列見、年来例也、而御一条院之間、依無便宜、於左近馬駐南列見、斎院供奉之者、於大宮路下馬、到堀河橋東、更騎馬、〈是宣旨也〉」。この年は一条院が内裏となっており、例年は一条大宮の辻で行われる「列見」が「左近馬駐南」でなされた。増田氏は、「この「左近ノ馬駐」は左近馬場あるいは厩舎をさすと考えられるが、その南側で一条大路を通る行列を見物したというのであるから、馬場は一条大路の北にあったことがわかる」とされている。

（5）『小右記』治安元年十二月二十三日条「教義朝臣宅〈四条〉焼亡、今朝参貴重〈惟宗〉朝臣問遣、亦堀河已東一条南・東〔洞〕院西大路東西人家亦左近馬場殿等焼亡、去夜火是也、一条狭敷屋雖在火中不焼、万人為奇云々」。前日に内裏からみて艮の方角と巽の方角に見えた火が、四条の教義朝臣宅（巽）と実資の桟敷付近（艮）の火事であったことを記す。火事で「左近馬場殿」が焼けたこと、その火事の渦中にありながら桟敷が焼けなかったこと、それを万人が不思議に思ったことが書き留められている。

（6）足立祐子氏「『蜻蛉日記』の作者の屋敷の位置」（『中古文学』第七四号、二〇〇四・十一）。以下、本稿において足立氏の論に触れる場合はすべて同じ。

（7）『小右記』寛仁三年七月九日条に次の通り引用されている。「太政官符　民部省　應以山城国愛宕郡捌箇郷奉寄賀茂上下大神宮事〈中略〉右、去年十一月二十五日行幸彼社、以件八郷被奉寄了、今商量便宜、平均田圃、所定如件、抑諸郷所在神寺所領及斎王月料・勅旨・湿池・埴川・氷室・傜丁・陵戸等田□〔并〕左近衛府馬場・修理職瓦屋・其守丁役人、皆是百王之通規、曾非一時之自由、仍任舊跡不敢改易、〈後略〉」（※□内は、底本の欠損箇所が大日本古記録の規範により校訂されたことを表す）。

（8）この経緯については、高橋康夫氏「平安京とその北郊」（『京都中世都市研究』、思文閣出版、一九八三）に詳しい考察が

ある。ちなみに、「右近馬場」については『小右記』万寿元年十二月二十六日条、後一条天皇の北野行幸記事に、「出自日華・宣陽・建春・陽明門、従大宮大路北行、析(折)西、従北辺大路西行、折北、従右近馬場北行」とあるように、一条大路北・大宮大路西のエリアに位置し、最初に寄進範囲を区切った時点で除外されていることになる。

(9) 新田孝子氏「『蜻蛉日記』の居住表現」(白井たつ子・新田孝子『蜻蛉日記の風姿』、風間書房、一九九六)。以下、本稿において新田氏の論に触れる場合はすべて同じ。

(10) 溝口正人氏「平安宮・後院と摂関家住宅の馬場殿」(『日本建築学会計画系論文集』第四四六号、一九九三・四)。

(11) 『小右記』の引用は東京大学史料編纂所編「大日本古記録」に拠る。

(12) 秋山國三氏「平安京における宅地配分と班田制」(同志社大学人文科学研究所『社会科学』第三号、一九六八・九)において、「三位以上は一町以下、五位以上半町以下、六位以下四分の一町の標準」を定める難波京の宅地班給規定が、平安京においても踏襲されたか、あるいはその程度を標準としたであろうことが述べられている。

(13) 『中右記』の引用は東京大学史料編纂所編「大日本古記録」に拠る。

(14) 『長秋記』の引用は増補史料大成刊行会編「増補史料大成」に拠る。

(15) 『中右記』寛治六年五月三十日条の「一条北辺東洞院末小屋少々焼亡」という記事からも、このあたりには「小屋」が建っていたことが確認される。

(16) 『帥記』の引用は増補史料大成刊行会編「増補史料大成」に拠る。

(17) 朧谷寿氏「賀茂祭の桟敷」(『平安貴族と邸第』、吉川弘文館、二〇〇〇)。他にも、一条大路に作られた桟敷について詳細な検討がなされている。

(18) 嘉保二年の桟敷については、桟敷の北側に埒が存在した、即ち桟敷が馬場内に作られたという可能性も否めないが、町小路を流れていたとされる西洞院川の問題もあり、いまは馬場の東に隣接して桟敷があったものと見ておく。

(19) 『後二条師通記』の引用は東京大学史料編纂所編「大日本古記録」に拠る

(20) 『徒然草』引用は「新編日本古典文学全集」による。

(21) 『大坪本流馬道秘書』によれば、「本式ノ馬場ハ、三百六十四間、横十二間ナリ」とある。一応これを参考にすると、江戸期の一間は凡そ六尺、地域や時代によるばらつきがあるが、ここでは一間を便宜上一・八mとして計算する。そうすると、三百六十四間＝六五五・二m、十二間＝二一・六mとなる。これを平安京に当てはめると、一町が凡そ一二〇m

であるから、馬場を置くには長さが五町半ほど必要になる計算である。馬場殿については、「競馬ノ馬場殿ハ二町也」とある。尺貫法で一町は凡そ六十間であるから二町は百二十間で二一六m、平安京では二町弱、ずいぶんと大きな建物となる。「本式ノ馬場」というのがどういったものを指すのかわからないが、これはやはり武士の世を迎えて後の馬場の規模であろうと思われ、平安期の馬場に当てはめるにはふさわしくないのであろう。本稿で「左近の馬場」を一町半程度に推定したことは、藤原道長の土御門殿内にあった馬場や、『源氏物語』六条院の馬場の大きさの想定に比しても、平安期の馬場の実態から大きくかけ離れるものではないだろうと考える。

(22) 新田氏が北向きに正門を開くことを「異相」とする根拠は、『大鏡』兼通伝に見える「またおもての中納言」が「きたおもての中納言」の誤読・誤伝であって、兼通の第二子時光の邸宅が北を正面としたことをあげつらって渾名されたことによる。これをもって氏は「当時のしかるべき第宅は南向きが普通であった」とする。

(23) 実資は内裏から退出するにあたり「経大宮・待賢明〔門〕・東〔洞〕院西大路等」を用い、その理由として「須用陽明門大路、而依可度獄門、経件路」(陽明門大路を用いたいが、獄門の前を通るために前述の経路をとった)と書いている。さらに、「余自里亭参入之時、経待賢門・大宮大路下〔等カ〕、内府自土御門参入、用陽明門大路云々、無用意事也」(自分は参入の時(も)待賢門大路を経て大宮大路を用いた。内大臣は土御門(邸)から参入するのに陽明門大路を用いたという。不用意なことである)と、陽明門大路を用いた教通を非難している。

(24) 角田氏は、この時期に兼家は東三條院に住み、西洞院大路を北上し一条大路経由で一条殿に行き来していたとする。これに対し新田氏は「名第とされている「一条院」は北を正面とする異相の邸第であったのだろうか。そうでなければ、なにゆえに、手前の土御門大路なり正親町小路で左折しないで、わざわざ一条大路を迂回したのであろうか」と反駁している。本稿で取り上げた古記録の例を見れば、「一条院」が北を正面にしていないことは明らかである。もっとも、後一条天皇時代の「一条院」は寛弘六年の焼亡の後に再建されたものであるので、伊尹の「一条殿」と門の配置が全く同じであるという確証はないが、やはりわざわざ北に正門を開いていたとは思われず、東南から一条殿に向かう場合は新田氏の言うようなアプローチとなろう。ただし、一条院へのルートに限らず、記録に残された貴族の移動ルートで正親町小路を用いた例が平安中期には見いだせないので、公には土御門大路がよく用いられたものと考えられよう。